

令和4年度 獣医事審議会第3回免許部会の開催

令和4年度 獣医事審議会第3回免許部会（部会長：村中志朗日本獣医師会副会長）が令和4年12月13日、三番町共用会議所大会議室において開催された。9月1日の第1回、9月20日の第2回に引き続き、令和4年7月8日付け4消安第1931号により「獣医療法第17条第3項の規定に基づき、広告制限事項を見直すに当たり、貴審議会の意見を求めます。」とされた農林水産大臣から獣医事審議会会長あて諮問を受けた検討が行われた。

将来の動物診療施設の広告の在り方に大きくかわる内容として①獣医師の専門性認定に関する広告を可能とすること、②診療費用に関する広告を可能とすること、③診療施設のウェブサイトについての考え方、が検討された。

①の獣医師の専門性に関する広告については、本会が令和3年9月に認定・専門獣医師協議会を設置して準備を進めている認定・専門獣医師制度の構築への追い風となるものであり、今後の進展が期待されている。また、②の費用広告については、飼育者からの費用明示への要望に応えるものとする一方、診療の内容のみならず、リスクや副作用などを含む正しい情報の提供が求められることに留意した検討内容であり、③のウェブサイトについては、獣医療法上の広告とはみなしていないものの、正確な情報提供に向けた取組強化が求められるものとされた。

今後、答申に向けた検討がさらに進められることとなるが、今回の会議では検討内容それぞれについて考え方が資料として提示されたのでここに内容を紹介する。

令和4年12月13日
獣医事審議会第3回免許部会 資料1

広告制限見直しの基本的な考え方（案）

- 1 獣医療に関する広告については、獣医療の受け手である飼育者の利用者保護の観点から、獣医療法、獣医療法施行規則により厳しく制限されてきた。
- 2 その後、獣医療サービスの高度化、専門化が急速に進むとともに、愛玩動物看護師制度の開始、情報発信媒体の変化など獣医療を取り巻く状況が大きく変化しており、飼育者が診療内容を正しく理解し、治療方法等の選択を適切にできるよう、見直す必要がある。
- 3 このため、医療法において広告可能な「客観的で正確な情報」については、獣医療においても飼育者が提供される獣医療サービスを正しく理解し、適切に選択できるよう広告制限の見直しを実施する。

今回（12月13日）の議論ポイント

- (1) 獣医師の専門性認定
前回（9月20日）の議論では、広告可能とすることが妥当との方向性が示された。その際、専門性に対する「認定要件」について考慮する必要との意見が挙げられた。
- (2) 診療費用に関する広告
前回の議論では、診療費用広告の全てを禁止することは、時代にそぐわないとの方向性が示された。その際、広告可能とするかは、診療内容、料金の表示方法、リスクへの対応などを考慮する必要との意見が挙げられた。
- (3) 診療施設ウェブサイトの取扱い
前回の議論では、診療施設ウェブサイトについては、広告制限の対象としないとの方向性は了解された。一方、SNS等を含め情報発信媒体が多様化しているため、ウェブサイトの取扱いの基本的な考え方を定めるなどの一定の管理が必要との意見が挙げられた。

資料1 広告制限見直しの基本的な考え方（案）



会議の様子（円卓右から6人目が免許部会長として会議を進行する村中副会長）

獣医師の専門性認定の現状について
(事務局調べ、令和4年12月現在)

前回(9月20日)の議論で獣医事審議会免許部会長から指示のあった「日本や海外における専門性認定の現状」については以下のとおり。

1 日本

- 現在、日本の学会等において、28団体で専門性の認定を実施している。
- ・各団体において、「研修・講習」、「実務歴」、「試験」、「更新制度」などを定めている。ただし、各団体によって認定条件が異なっている。
- ・「修了証発行」や「認定会員」を実施している団体も存在している。
- (公社)日本獣医師会では「認定・専門獣医師協議会」を設立し、各学会が専門性に係る事項を独自に実施していることから、協議会内で各学会の専門性認定に係る認定要件を確認することを検討している。

2 海外

- 米国、EU、オーストラリア・ニュージーランドなどでは、獣医師会等が主体となって専門性を認める仕組みを確立している。例えば、
- ・米国では、獣医師会が認めた22の専門学会等が専門性を認定している。
- ・アジア地域を対象とした国際的な獣医師専門性を認定する専門医会が存在する。(現在、皮膚科、内科、外科、眼科、保全医学領域が存在)
- 海外の非営利団体等が専門性を認定する仕組みも存在する。

3 (参考) 医療法における専門性認定について

- 医師における専門性資格については、(一社)日本専門医機構が行う専門性に関する認定を受けた旨が広告可能となっている。
- なお、厚生労働大臣に届け出た団体が認定する専門性資格は広告しても差し支えないこととなっており、厚生労働省のウェブサイトに掲載されている。(令和4年4月現在、医師の資格56)

資料2-1 獣医師の専門性認定の現状について

獣医療における診療費用広告の考え方(案)

- 1 獣医療では、「専門科名」「一部の技能・療法」などについて、広告可能となっているが、低価格診療等による不当な誘引や不適切な診療により飼育者や飼育動物が被害を被る可能性があることから、診療費用の併記はできないこととなっている。
- 2 一方、飼育者にとって、診療費用も含めた獣医療サービスに関する情報が診療施設選択のために必要な情報となっている。
- 3 前回の議論では、診療費用広告の全てを禁止することは、時代にそぐわないとの方向性が示された。広告可能とする場合は、診療内容、料金の表示方法、リスクへの対応などを考慮するなど条件が必要との意見が挙げられた。
- 4 これらを踏まえ、獣医療における診療費用広告の考え方は、以下のとおりとする。
 - (1) ノミ・ダニの予防など「日常の予防に関すること」や「マイクロチップの挿入」などの一般的な診療については、診療費用を含めて飼育者にとって診療施設を選択するに当たり必要な情報の一つである。
このため、表示可能とする場合、診療費用のみを表示するのではなく、人の医療の自由診療と同様に①問い合わせ先、②通常必要とされる治療等の内容、③治療に係る主なリスク、副作用等に関する事項を表示することが望ましい。
 - (2) 現在広告することができない高度な診療行為については、獣医療の高度化・専門化が進んでおり、診療施設を選択するに当たって飼育者にとって必要な情報の一つである。
このため、必要な獣医療サービスを正しく選択するため、①問い合わせ先、②通常必要とされる治療等の内容、③診療費用、④治療に係る主なリスク、副作用等を含めて表示することが望ましい。

資料3-2 獣医療における診療費用広告の考え方(案)

広告可能な獣医師の専門性の考え方(案)

- 1 獣医師の専門性の情報は、「経歴」に当たるため、獣医師関係団体が認定した専門性については、広告制限事項となっている。
- 2 一方、飼育者が必要とする獣医師の専門分野等の情報を提供することは診療施設選択の一助となることや、専門性認定によって獣医療サービスレベルの高位平準化を促進することが期待される。
- 3 前回の議論では、獣医師の得意分野の指標となり、飼育者が求める獣医療とのミスマッチを防ぐ上でも有益であることから広告可能とすることが望ましいとの方向性が示された。
- 4 これを踏まえて獣医師の専門性の考え方は、以下のとおりとする。
 - (1) 専門性に係る名称は、獣医師関係団体が中心となって設定し、飼育者が診療施設を選択するに当たって混乱しないようにすることが望ましい。
 - (2) 獣医師関係団体が中心となって行う専門性認定の取組が始まっていることから、「研修・講習」「実務歴」「試験」「認定更新」の要件を備えた専門性認定プロセスとすることが望ましい。
 - (3) さらに、各団体が専門性認定プロセスを独自に設定していることから、公平を期すことや専門性認定の質を担保するため、第三者が専門性認定プロセスを確認することが望ましい。

資料2-2 広告可能な獣医師の専門性の考え方(案)

診療施設のウェブサイトの取扱いについての考え方(案)

- 1 診療施設のウェブサイトは、URLを入力したり、検索サイトで検索した上で、閲覧するものであり、「誘引性」を通常は有さないため、原則として獣医療法上の広告とはみなしていない。
- 2 一方、SNS等を含めて情報発信媒体が多様化している状況であり、診療施設のウェブサイトの記載内容に制限をかけていないことから、十分な専門知識を有していない飼育動物の飼育者を惑わし、あるいは不測の被害を被ることがないように正確な情報提供の必要がある。
- 3 このため、飼育者への適切な情報提供として一定の管理を行っていくことが重要であることから、引き続きガイドラインにより獣医師関係団体の自主的な取組強化を求めていくことが適当である。

資料4 診療施設のウェブサイトの取扱いについての考え方(案)